

○私立学校法第二十九条による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、傍線部分は読替え部分)

<p>読 替 え 後</p>	<p>(代表者の行為についての損害賠償責任) 第七十八条 学校法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p>
<p>読 替 え 前</p>	<p>(代表者の行為についての損害賠償責任) 第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p>

○私立学校法第四十条の五による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、傍線部分は読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
<p>(理事の職務を代行する者の権限)</p> <p>第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(表見代表理事)</p> <p>第八十二条 学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他の学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>(競業及び利益相反取引の制限)</p> <p>第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>一 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</p>	<p>(理事の職務を代行する者の権限)</p> <p>第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(表見代表理事)</p> <p>第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他の一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>(競業及び利益相反取引の制限)</p> <p>第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</p>

二 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
三 学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）
第八十五条 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（競業及び学校法人との取引等の制限）
第九十二条（略）
2 学校法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）
第一百三十三条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）
第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）に報告しなければならない。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）
第九十二条（略）
2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）
第一百三十三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第百六条 監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

る。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第百六条 監事がその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

○私立学校法第四十四条の二第四項による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、枠囲いは共通読替え部分、傍線部分は個別読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
<p>(学校法人)に対する損害賠償責任の免除)</p> <p>第百十二条 私立学校法第四十四条の二第二項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員の私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。</p> <p>一 賠償の責任を負う額</p> <p>二 当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 理事長 六</p> <p>ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの</p> <p>四 (1) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定</p>	<p>(一般社団法人)に対する損害賠償責任の免除)</p> <p>第百十二条 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。</p> <p>一 賠償の責任を負う額</p> <p>二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 代表理事 六</p> <p>ロ 代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの</p> <p>四 (1) 理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p>

されたもの

(2) 当該学校法人の業務を執行した理事（1）に掲げる理事を除く。）

(3) 当該学校法人の職員

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事

二

2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 学校法人においては、理事は、私立学校法第四十四条の二第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合）の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があった場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員に対し退職労金その他の科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

（理事等による免除に関する定款の定め）

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、私立学校法第四十四条の二第一項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる

(2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事（1）に掲げる理事を除く。）

(3) 当該一般社団法人の使用人

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事

二 又は会計監査人

2 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 監事設置一般社団法人においては、理事は、第一百一条第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合）の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があった場合において、一般社団法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職労金その他の科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

（理事等による免除に関する定款の定め）

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、第百十一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる

る額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならぬ。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総評議員（前項の責任を負う役員であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づく免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

きる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならぬ。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事（理事長、理事長以外の理事であつて寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。）又は当該学校法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の私立学校法第四十四条の第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為で定められた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該学校法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、寄附行為を変更して第一項の規定による寄附行為の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。

一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事（業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）又は監事又は会計監事（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の第百十一条の第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定められた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。

一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

<p>2 い。前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。</p>	<p>（理事が自己のためにした取引に関する特則） <u>第一百六条</u> <u>私立学校法</u>第四十条の五において準用する<u>第八十四条</u>第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の<u>私立学校法</u>第四十四条の<u>第二</u>項の責任は、<u>任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであること</u>をもって免れることができる。</p> <p>5 第一百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。</p>
<p>2 い。前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。</p>	<p>（理事が自己のためにした取引に関する特則） <u>第一百六条</u> <u>第八十四条</u>第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の<u>第一百十一</u>条第一項の責任は、<u>任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであること</u>をもって免れることができる。</p> <p>5 第一百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。</p>